

山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

日時：平成24年10月29日（月）10:00～11:05

場所：風の博物館 多目的ホール

<開 会>

司会：

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催させていただきます。

私、本日の司会・進行を担当させていただきます四国地方整備局河川部長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日の会議の運営につきまして注意事項を述べさせていただきます。ビデオ、カメラ等の撮影につきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきます。また、携帯電話の電源はお切りいただくか、もしくはマナーモードにお切り替えをお願いいたします。そのほか、議事の円滑な進行のために、受付におきまして報道関係の方々・傍聴の方々をお願いしたい事項を記載した紙を配布してございます。趣旨をご理解いただき、以降の議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは最初に、本日の出席者の方々をご紹介します。まず、構成員の方々です。

愛媛県知事の中村時広さまです。

愛媛県知事：

よろしくお願いいたします。

司会：

大洲市長の清水裕さまです。

大洲市長：

お願いします。

司会：

内子町長の稲本隆壽さまです。

内子町長：

お願いします。

司会：

西予市長の代理で副市長の九鬼則夫さまです。

西予市副市長：

よろしく申し上げます。

司会：

検討主体の出席者です。四国地方整備局の川崎でございます。

四国地方整備局長：

川崎でございます。よろしく申し上げます。

司会：

それでは、まず、四国地方整備局の川崎より挨拶を申し上げます。

< 挨拶（四国地方整備局長） >

四国地方整備局長：

四国地方整備局長の川崎でございます。

本日は、お忙しい中、山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場にご列席いただきまして誠にありがとうございます。

平素より、国土交通行政に対しましてご理解・ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、この検討作業でございますが、検証作業につきましては、平成22年に検討の場をつくっております。その後、幹事会を4回、そしてパブリックコメントもつい先日、8月に行いまして、地元の方々からのご意見をいただいているところでございます。私どもも、できるだけ早く検討が進むようにと申し述べてはありましたが、なかなか時間がかかり、地元の方々にご心配等をおかけいたしましたこと誠に申し訳なく思っております。できる限りスピードを加速しまして検討を進めていきたいと思っております。

さて、本日でございますが、この検討の場で、パブリックコメントを8月にいただきましたので、そのご意見とともに、これまでいただきました意見等を踏まえながら、治水と流水の正常な機能の維持、おのおのの目的についての評価を行って、その上で総合的な評価を実施しております。その検討の内容および案につきまして説明をさせていただきます。その後、皆さまから忌憚のない意見をいただきたいと思います。

簡単でございますが、忌憚のない意見をいただき、前に力強く進んでいくことをお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

<議 事>

司会：

それでは、これより議事に入ります。カメラによる撮影はここまでとさせていただきますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

ご協力ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。最初に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。お手元のファイルをご覧くださいますと、最初のページに会議次第がございます。1枚物です。その裏に本日の配布資料一覧を書いております。各資料はファイルの右肩に番号がふってあります。資料は1から13まで、また参考資料は1から5までとなっております。お手元の資料に不足や落丁がございましたらお知らせください。

それでは早速、議事の（1）から（3）について該当する資料を事務局から説明させていただきます。説明の後に、質問あるいはご意見等をいただく時間をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（1）山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討状況について

事務局：

河川調査官の三戸でございます。本日、説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

議事の（1）につきましては、これまでの検討の経過・経緯でございます。

お手元の資料の資料-2をご覧ください。こちらにつきましては、検討の場の規約でございます。平成22年11月18日から施行してございます。1枚めくっていただいたところに構成員の方々のお名前等を、別紙-1に書かせていただいております。今回、この規約について改正等ございませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料-3をご覧ください。1枚めくっていただきまして1ページと2ページ目をご覧ください。これまでの検討状況をまとめたものでございます。平成22年11月26日に第1回幹事会を開催しまして、平成24年8月7日までに計4回の幹事会を開催してございます。第3回の幹事会では、治水対策案を21案立案しまして、流水の正常な機能の維持に係る対策案を9案立案しております。第4回幹事会では、この立案した案を見直しまして、治水対策案を23案としまして、概略評価で8案を抽出しております。流水の正常な機能の維持については、9案を立案しまして、概略評価で3案を抽出しております。ここで立案した対策案でございますが、これは平成16年5月に策定した肱川の河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案してございま

す。検証の前提は、河川整備基本方針ではなくて、河川整備計画となっております。第4回の幹事会の後、パブリックコメントを実施しております。8月から9月にかけて実施しております。いただいたご意見と、それについての検討主体の対応につきましては、後ほど資料－5と6で説明させていただきます。

資料－3、1枚めくっていただきまして3ページをご覧ください。検討作業といたしましては、山鳥坂ダムの総事業費と工期・堆砂計画の点検も行ってございます。3ページの上側でございますが、総事業費約877億円、残事業費が約691億円。工期は、工事着手から試験湛水終了までの期間といたしまして約14年を想定しております。堆砂計画につきましては、その下の枠でございますが、基礎データを更新してチェックいたしました。変更する必要がございませんでした。

次に、4ページをご覧ください。治水対策案の経緯を記載しております。目標は、一番上の段で「戦後最大洪水である昭和20年9月洪水とピーク流量が同規模の洪水」を安全に流下させることとございます。その2つ下の枠でございます。概略評価によって抽出した8つの治水対策案の組み合わせを記載してございます。

1枚めくっていただきまして5ページをご覧ください。こちらにつきましては、流水の正常な機能の維持対策案について、その検討の経緯を記載しております。概略評価で抽出した案でございますが、一番下の枠に記載しております。3つの対策案でございます。貯水池、海水淡水化、そしてダム再開発として野村ダムかさ上げという案を抽出しております。これが、これまでの検討の流れでございます。

(2) 山鳥坂ダム建設事業等の点検について

事務局：

続きまして、資料－4をご覧ください。資料－4は事業の点検結果をまとめたものでございまして、前回の幹事会の資料に追加・加筆修正を行っております。ポイントだけ説明させていただきます。

めくっていただきまして9ページをご覧ください。右下にページ番号が付いております。前回の幹事会におきましては、平成23年度末までの実施済額と残事業費をご説明させていただきました。年末を迎えつつもありますので、平成24年度末までの実施額、現時点では予定ということになりますが、それに修正しております。表の真ん中よりも右のほうに平成24年度までの実施済額と残事業費というのがありますが、そこを修正してございます。

また、1枚めくっていただきまして11ページをご覧ください。今回の検証の手続きに沿って雨量・流量のデータ点検も行ってございます。点検結果につきましては、別途、インターネット等によって公表する予定ということをご報告させていただきます。

以上が、山鳥坂ダム建設事業等の点検でございます。

(3) パブリックコメントについて

事務局：

続きまして、参考資料は説明を省かせていただきまして、資料-5をご覧ください。こちらは、8月から9月にかけて行わせていただきましたパブリックコメントの結果についてでございます。その内容についてご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして裏面をご覧ください。募集した意見でございますが、一番上の1)のかっこ書きでございます。第4回幹事会で提示した対策案に対するご意見や第4回幹事会で提示した対策案以外に、肱川において考えられる対策案の提案、追加の提案があるかどうかというご意見を募集しました。2)のかっこ書きとしまして、第4回幹事会で立案した複数の対策案の実現性や地域社会への影響及び環境への影響等から評価すべき観点でのご意見。そして、3)として、その他のご意見をいただいております。

2の意見募集結果でございますが、398の多くの方々からご意見をいただいております。対策案の提案としましては、その下に書いておりますが、4つの具体的な治水対策案と、1つの具体的な流水の正常な機能の維持対策案のご提案がございました。また、各対策案の評価等へのご意見、その他としまして、この検討に関するご意見、水没者・地権者の方々のご意見をいただいております。いただきましたご意見につきましては、個人・団体が特定されないようにマスキングをしまして、事前にもお届けしておりますが、本日お手元に参考資料-2として構成員の皆さまには配布させていただいております。

ご意見につきましては次のページからでございますが、私どもで分類と整理をさせていただいております。1枚めくっていただきます。右下に3ページとございますが、こちらからがその整理した表でございます。左側にご意見を踏まえた論点、いただいたご意見を整理したものでございますが、それと右側に検討主体の考え方を記載しております。本日の内容、非常に盛りだくさんで分量が多いこともございますので、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

まず、具体的な対策案の提案について整理しております。左端のところに分類番号1というものがございます。この1がそれですが、放水路のルートを追加提案を2案いただいております。この2案については、追加して検討を行うこととしております。

次に大洲床止の改築と、さらなる河道掘削の案をいただいております。これも追加して検討しております。

その下に、昭和36年の計画にあるような堤防の整備によって4,250 m³/sと鹿野川ダムと合わせることによって5,000 m³/sに対応できるのではないかというご意見をいただきました。これにつきましては、右側に検討主体の考え方は書いてありますが、3ページから4ページにわたって記載しております。4ページの1段目と2段目のところをご覧ください。検討主体の考え方でございますが、このご意見につきましては、肱川水系の河川整備計画を作成するにあたりましては、大洲地点で5,000 m³/sになるような様々な洪水パ

ターンを考慮しております。流域が大きいと、雨の降り方も1パターンではございませんで、最終的には主要な洪水、4パターンの洪水に対して対応できる計画を策定いたしております。昭和36年の計画策定時にはなかった、その後のデータを追加検討しまして現在の河川整備計画になっております。その上で、このご意見の河道流量で河道を整備する案については治水対策案としてすでに立案してございますので、このご意見による対策案の追加は行っておりません。すでにその趣旨の方策は含まれているという整理を行わせていただいております。

ここまでが、治水対策案の追加についてのご意見でございます。

1枚めくっていただきまして5ページでございます。分類番号2番でございますが、治水対策案の全般に関するご意見をいただいております。山鳥坂ダムを含んだ案や抽出した治水対策案について、いただいたご意見と検討主体の考え方を記載しております。

また、1枚めくっていただきまして、分類番号4につきましては、ダムを含む治水対策案に関するご意見を記載しております。8ページにつきましては、分類番号5とあります。これは、抽出した治水対策案のうち河道の掘削を含む治水対策へのご意見と検討主体の考え方を記述しております。

9ページ以降もそれぞれの案についてご意見と検討主体の考え方を書かせていただいております。少し飛ばしていただきまして15ページをご覧ください。15ページに分類番号12というものがございます。ここにつきましては、河川整備計画における目標流量および河川整備流量等に関するご意見についてもいただいておりますので、そのご意見と考え方を記載させていただきます。

また、めくっていただきまして18ページ、分類番号14をご覧ください。先ほどまでは治水対策案でございましたが、ここからは流水の正常な機能の維持対策案についてでございます。まず、対策案の追加に関するご意見をいただいておりますが、その意見としましては、植松堰の廃止に関するご意見でございました。これについては、右側の検討主体の考え方に記載しております3段目でございますが、ご意見を検討させていただきましたところ、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標は達成することができないという結論でございまして、案としては追加しないこととしております。

分類番号15以降は、流水の正常な機能の維持対策案の各案に対していただいたご意見を記載しております。

その他といたしましてご意見をいただいておりますのでご覧いただきまして、少しめくっていただきまして25ページにその他としてのご意見をいただいております。分類番号21番、その26ページには22番として書いておりますが、25ページの分類番号21につきましては、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討全般についてのご意見をいただいております。

26ページの分類番号22番に関しましては、生活再建に関するご意見をいただいております。

以上が、パブリックコメントに関するご紹介と検討主体の考え方でございます。

これを受けまして、追加案を概略評価した資料が資料－6でございます。パブリックコメントの結果によって追加案をいただいておりますが、それについて先ほど、3つの治水対策案を追加検討することといたしました。

1枚めくっていただきまして1ページでございます。そこに3つの案を並べております。④´、⑥´、⑦´でございます。そのうちの④´でございますが、河道の掘削と大洲床止の改修でございますが、その2つだけでは目標を達成することはできないので、いただいたご意見と中流域での引堤と上流域での堤防のかさ上げを組み合わせせております。

4ページから9ページまで、それぞれの対策案の概要を書いてございます。少しめくっていただきますと、4ページが河道掘削と大洲床止の案でございます、6ページが放水路の案の概略資料でございます。8ページがもう1つの放水路の案でございます。

10ページをご覧ください。概略評価を行いまして、抽出するかどうかの検討を行っております。太線で囲んだ3つの案でございます。④´、⑥´、⑦´、左端のほうでいきますと、分類ごとにローマ数字で分類していますところに3番と1番と2番という並びでございますが、グループごとに抽出してございます。検討の結果でございますが、追加検討した案、いずれも各それぞれのグループでコストが高い案でございましたので、この3案につきましては抽出しないこととしております。

結果として抽出した対策案でございますが、Ⅰ．河道改修を中心とした対策案、これは掘削、引堤、堤防のかさ上げによる対策案となりますが、この中から3案を抽出してございます。Ⅱ．大規模治水施設による対策案でございますが、これは遊水地であるとか、抽出はしておりませんが、放水路等の大規模な治水施設を含んだ対策案のグループでございます。この案の中からは、遊水地と河道改修を組み合わせた2案を抽出しております。Ⅲ．既存ストックの有効活用をした対策案でございますが、既設ダムを活用を含んだ対策案でございますが、こちらにつきましては、操作ルールの見直し等を行っている案から2案を抽出してございます。Ⅳ．流域を中心とした対策案としましては、1案を抽出してございます。

以上でございます。

<質疑応答(1)～(3)>

司会：

以上、議事次第(1)から(3)までの資料についてご説明させていただきました。

今までのところでご質問等ありますでしょうか。

はい、大洲市長さん。

大洲市長：

大洲市長でございます。

パブリックコメントもやっていただき、そしてあらかじめ資料も見せていただきました。大洲市としては、どうすれば早く安全・安心の街になるかということが一番の課題でありまして、早く進めていただきたい。このダムもそうなんです、この10年間に3回も大きな出水があり、そして国が直接管理されている堤防からの越水もありました。様々な意味で、やはり時間的に早い対策が非常に重要視されると思っております。今回のパブリックコメントの中でも、早く進めてほしい、そしてとにかく治水を早くやってほしいという意見がたくさんございました。やはり、そういうことをぜひ考えていただきたいと思っております。もちろん、事業費や様々な検討が必要だということも分かるのですが、現実に例えば今ダムの水没地の皆さんというのはもう平均年齢も65歳ぐらいなんです、岩谷地区では。そして、もうその65歳を超えている方が6割以上いらっしゃる、そういう方たちにとって、1年、2年というのは、もうあと残りの中で本当にどれだけの時間なのかということがあります。それから、大洲の出水、昨年も大きな被害を受けました。そういう地域の方々にとっても、1つは菅田地区というところは非常に農産物良いものがあります。でも、洪水に一度遭うと、ハウスだとかはもう作れなくなってしまうわけなんです。そういうこともありますので、いち早くやっていただきたい。そして、パナソニックの工場も撤退いたしました。やはりそれは治水安全度が低いということが非常に大きなことではないかなと思っております。こういう非常に丁寧にパブリックコメントもやっていただき、様々な検討をさせていただいていることはありがたいと思いますし、もちろんそういうことをきっちりと整理してやっていただくということも重要だと思いますが、できるだけ早く結論を出し、そして市民や地域の方々が望むような形で安全度の向上を何とかしていただきたいと思っております。今回のパブリックコメントの中でも、やはりそういう意見がたくさんあったのではないかなという感触を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

司会：

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

それでは、次の議題の資料の説明をさせていただきます。議事次第の(4)から(6)について説明させていただきます。

(4) 治水対策案の総合評価(案)について

事務局：

それでは、資料-7から順に説明させていただきます。資料-7をご覧ください。A3判の資料でございます。評価につきましては、目的別に行うことになってございます。目

的別とは、山鳥坂ダムの場合は、治水と流水の正常な機能の維持の2つでございます。資料一7につきましては、治水対策案についての目的別の評価でございます。それを表にしまして、いろいろな観点から検討したものでございます。それぞれの治水対策案に対しましては7つの評価軸で評価を行うこととなっております。7つの軸というのは、前のパワーポイントで示させていただいておりますが、安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響の7つでございます。

1ページを見ていただきますと、非常に分量が多くなっておりますので、こちらもポイントを絞って説明させていただきたいと思っております。まず、1ページをご覧ください、左端にその①安全度がございます。これが、先ほど申しました評価軸の1つでございます。河川整備計画レベルの目標に対しましては、いずれの対策案も、実現しますと、計画高水位以下で、また肱川特有の部分的に低い堤防になっている箇所におきましては、堤防高以下で洪水を流すことができます。その際の水位は、案ごとには異なりますけれども、流すことができるという案でございます。例えば、山鳥坂ダム案と治水対策案の上のほうにそれぞれの対策案を並べておりますが、①案、④案、⑪案、⑫案がございます。この案に比べまして、治水対策案の⑤案と⑪案と⑫案につきましては、同じ洪水に対しまして下流域の水位が少し高くなるというものでございます。また、肱川上流と河辺川の堤防をかさ上げする治水対策案の④から右側の7つの案につきましては、計画高水位の高さを高くすることになります。目標流量を上回る洪水等について検討も行っておりますが、仮に決壊する場合や計画量以上の流量が流れてきた場合についてですが、被害が大きくなるという恐れがございます。続きまして、2ページをご覧くださいと、こちらも安全度について書いてございます。少し飛ばしまして3ページをご覧ください。3ページのところに、段階的にどのような安全度が確保されていくかという項目がございます。1つの段階としまして、10年後と20年後につきまして各案の状況を記載させていただいております。掘削や堤防整備等の河道改修につきましては、改修を行った区間から順次効果が発現していくということになります。10年後という段階で見ますと、河道の改修は先ほど申したとおりでございますが、ダムであるとか遊水地といった大規模な構造物の事業、まだ実施中でございます。その効果は発現されておられません。20年後について見ますと、河道改修は下流から順次行ってまいりますので、肱川下流区間について掘削・堤防整備の河道改修が完了していると想定される案もいくつかございます。そのほか、山鳥坂ダムについては施工完了が見込めますので、ダム下流区間に効果を発揮していると考えられます。少し右側に行きますと、⑪案と⑪案がございます。こちらは遊水地の案でございますが、これは事業実施中になりますので、効果は見込めないと想定しております。その隣の⑫と⑫案、こちらはダムの操作ルールの見直しでございますが、それにつきましても下流の改修が進んでおりませんので、まだ見直しができず、その効果が見込めないと想定されます。

続きまして、下のほうの枠を見ていただきますと、②コストがでございます。コストについても比較してございまして、まず完成までに要する費用は、山鳥坂ダム案を含む案が約

1,100億円と最も小さくなってございます。一方、維持管理に要する費用、次の下の枠でございまして、各対策案を比較するために、便宜的にこのコストにつきましては、山鳥坂ダムを除いて、河川整備計画による河道整備を実施した時点での維持管理費をベースにしまして、それよりも増加する分の費用、つまり、山鳥坂ダムに置き換わる分につきまして維持管理のコストをその欄に記載してございます。山鳥坂ダム案は、年間約1億9,900万円。その他の治水対策案につきましては、安いもので⑱案の年間の1,800万円から⑤案の年間約1億3,600万円という範囲になっております。また、山鳥坂ダム案以外につきましては、山鳥坂ダムの建設中止に伴い別途費用が必要になると見込まれます。単年度で維持管理に要する費用につきましては、山鳥坂ダム案よりも小さいものもありますが、供用後50年という期間で見ますと、完成までと維持管理に必要なコストについて最も有利な案は山鳥坂ダム案となります。

次に、4ページをご覧ください。1枚めくっていただきまして4ページでございまして、③実現性でございまして。全ての案において、土地所有者との合意形成が必要になります。また、遊水地や輪中堤を含む案につきましては、土地利用の制限がかかることとなります。これに関しましては、前回の幹事会におきまして、菅田地区のように守られる地域がなくなるような案や、旧肱川町の多くの家屋が移転となる案は実現性が少ないというご意見をいただいております。

次に、5ページをご覧ください。④の持続性がございまして。こちらにつきましては、いずれの案も管理実績がありますので、適切な維持管理によりましていずれも持続可能と考えております。

その下の欄に⑤柔軟性がございまして。ここで柔軟性と申しますのは、地球温暖化に伴う気候変動や社会環境の変化等、将来の不確実性に関する柔軟性となっております。山鳥坂ダム案については、かさ上げ等による容量増加は技術的には可能でございまして、道路や新たな用地買収等が必要になりますので、さほど柔軟性があるわけではございません。これは、遊水地であるとか、⑱案の輪中堤等も同様でございまして。また、河川改修という見出しの下に掘削、引堤、堤防のかさ上げ、それぞれの対策についても記載してございます。河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応できますが、掘削量には限度がございまして。また、河道内等にも構造物がありますので、オールマイティーというわけにはまいません。引堤や堤防のかさ上げにつきましては、土地利用者の協力が必要になりますので、柔軟に対応するということは容易ではないと考えられます。それぞれの案につきまして、限度・制約があるという状況でございまして。

次に、その下の欄、⑥の地域社会への影響について記載してございます。それぞれの案につきまして、事業地およびその周辺への影響、地域振興に関する効果等について記載してございます。用地取得はいずれの案でも必要になりますし、また既存施設の改築が必要になる等につきまして、それぞれの案ごとに想定される内容をそれぞれの欄に記載させていただいております。こういういろんな施設の改築や家屋移転が必要となってくると想定し

ております。

また、1枚めくっていただきまして6ページ、⑦の環境への影響についてでございます。山鳥坂ダム案につきましては、環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っておりますので、そこで検討した内容について記載しております。水環境及び生物の多様性の確保等の環境への影響につきましては、山鳥坂ダム案においては影響が予測されますが、その影響は環境保全措置の実施によりできる限り回避または低減されると考えております。河道改修についても記載しております。水環境については、影響が小さい。生物多様性につきましては、必要に応じて保全対策を実施する必要があると考えてございます。各種、そういった形で対応できると書いてございます。1枚めくっていただきまして、環境への影響のほかの項目でございます。土砂流動、景観等について記述しております。

以上が、治水対策案の評価軸ごとに評価したものでございます。

これを踏まえましてまとめたものが次の資料－8になります。資料－8をご覧ください。資料－7でご説明しました評価軸ごとの治水対策案の評価を踏まえてございます。1枚めくっていただいたその裏側のページに1ページがございます。その下側の枠に全資料の結果をまとめてございます。まず1)としまして、一定の「安全度」を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「山鳥坂ダム案」である。2)としまして、「時間的な観点からみた実現性」としまして、これは段階的なものでございますが、10年後に完全に効果を発現していると想定される案はなく、20年後に他案に比べて最も効果を発揮していると想定される案は「山鳥坂ダム案」である。3)としまして、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸について、1)と2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節において最も有利な案は「山鳥坂ダム案」である。

以上が、治水対策案についてまとめたものでございます。

(5) 流水の正常な機能の維持対策案の総合評価(案)について

事務局：

それでは、続きまして、資料－9の説明をさせていただきます。資料－9をご覧ください。1枚めくっていただきますとこの資料の趣旨等も書いてございますが、再評価実施要領細目というのがありますが、それに基づいて、立案した流水の正常な機能の維持対策案について関連する施設の管理者と関係者、そして関係自治体に意見を伺ったものでございます。前回の第4回幹事会で抽出した案につきまして、下の枠内にございますが、愛媛県、大洲市、西予市、内子町、それと対策案について野村ダムの改造がこの流水の正常な機能の維持対策案には含まれておりますので、中国四国農政局と南予水道企業団からご意見をいただいたものでございます。意見の内容につきましては次のページから4ページまで書かせていただいておりますが、構成員の方々と重なっているところもございますので、説

明は省略させていただきます。それぞれの方からご意見をそのまま記載させていただいて
ございます。

このようなご意見を踏まえまして、また流水の正常な機能の維持の検討を行ってござい
ます。資料-10をご覧ください。資料-10につきましては、こちらもA3判になってござ
いますので、少し広げてご覧ください。流水の正常な機能の維持につきましては、6つの
評価軸で評価しております。前のパワーポイントにも表示しておりますが、この6つの評
価軸と申しますのは、目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響、
この6つの軸でございます。これも量が非常に多いものですから、ポイントを絞ってご説
明させていただきます。

まず1ページ、左上に①目標がございまして。この目標について検討したところ、いずれ
の対策案も、実現すれば必要量の供給が可能となります。その目標の2段落目ございま
すが、段階的にどのような効果が確保されていくのかというものを検討しております。ま
ず、10年後でございますが、いずれの案についても事業実施中ございまして、この段階
では効果は見込めないと考えられます。20年後につきましては、いずれの案についても供
給が可能となると考えております。

続きまして、下の段の②コストについてご説明します。完成までに要する費用ございま
すが、山鳥坂ダム案が約290億円と最も小さくなっております。維持管理費に要する費
用でございますが、その下の枠でございます。山鳥坂ダム案は、年間約1億4,300万円。
他の案につきましては、右端の案の⑤が一番この中では安くなりますが、年間約2億6,100
万円から、一番高いもので案の③の海水淡水化案でございますが、39億300万円となりま
すので、コストで最も有利なものは山鳥坂ダム案になります。

続きまして、③番の実現性でございます。1枚めくっていただいた2ページございま
す。いずれの案におきましても、土地所有者の方々との合意形成は必要となります。また、
第4回の幹事会におきまして、海水淡水化案についてご意見をいただいております。宇
和海での養殖業等、漁業への影響や合意を得られるのかというご意見をいただいたところ
でございます。

続きまして、下のほうの欄に④持続性がございまして。いずれの案につきましても、適切
な維持管理によって持続可能と考えております。

⑤地域社会への影響についてでございます。事業地・その周辺の影響について記載する
欄でございます。それぞれの案につきまして家屋移転・用地取得、山鳥坂ダム案につきま
しては地すべり対策、河道外貯留施設案につきましては農業収益の減収等の農業活動への
影響等について想定される内容をここに記載しております。野村ダムのかさ上げ案につき
ましては、前回の幹事会におきましてご意見をいただいております。野村ダム建設時に約
50世帯の家屋移転がありました。今回さらに用地確保等の問題が生じると、該当する地
域はもちろん、市内全体への社会影響が考えられるというご意見をいただいたところご
ざいます。

1枚めくっていただきまして⑤の地域社会への影響が続きますして、次に⑥の環境への影響についてご説明させていただきます。山鳥坂ダム案につきましては、治水対策案の際にご説明した内容と同じでございます。他の案につきましては、肱川の水環境への影響は小さいと想定されますが、生物の多様性につきましては、海水淡水化案の濃縮海水の放流先への影響であるとか、貯水池であるとか、ダムのかさ上げ案につきましては環境の変化が生じますので、必要に応じて対応する必要が出てまいります。

以上が、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとに評価したものでございます。ポイントだけを代表して説明させていただきました。

これを踏まえましてまとめたものが次の資料-11になります。資料-10で説明させていただきました評価軸ごとの評価を踏まえましてまとめております。1枚めくっていただきまして1ページでございます。下に枠がございまして、その枠内にまとめております。1)としまして、一定の目標を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「山鳥坂ダム案」である。2)としまして、「時間的な観点からみた実現性」としまして、10年後に「目標」を達成することが可能と想定される案はないが、20年後に「目標」を達成することが可能とされる案は全ての案である。3)といたしまして、「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、流水の正常な機能の維持において最も有利な案は「山鳥坂ダム案」である。

以上が、流水の正常な機能の維持対策案についてのご説明でございました。

(6) 検証対象ダムの総合的な評価(案)について

事務局：

これで山鳥坂ダムの目的別であります治水と流水の正常な機能の維持、それぞれについて評価を行ったところでございますが、これをまとめて総合評価を行ったものが資料-12でございます。資料-12を見ていただきまして、1枚めくっていただいた1ページにまとめてございます。読ませていただきます。

治水(洪水調節)、流水の正常な機能の維持について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は、「山鳥坂ダム案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、総合的な評価において、最も有利な案は、「山鳥坂ダム案」である。

以上で一通りの資料の説明を終わらせていただきます。

<質疑応答(4)～(6)>

司会：

以上で議事の(6)までの資料について説明させていただきました。治水並びに流水の

正常な機能の維持、それぞれの目的別の評価を実施してまいりまして、その上で総合的な評価案として山鳥坂ダム案が最も有利との案をお示しさせていただきました。

盛りだくさんの内容ではございましたが、全体的な内容を含めまして、構成員の皆さま方からご意見・ご質問をいただきたいと考えております。どなたからでも結構でございます。

愛媛県知事、よろしくお願いいたします。

愛媛県知事：

この問題は、肱川流域の洪水、そして流量確保に、何らかの対策が必要ということは全体的に一致している意見だと思いますし、また、先ほど大洲市長からありましたように、ここ10年でも3回にわたる被害が生じているという現実もあるわけでありまして、それはひとえに人の命の問題にも直結するということを考えた上で議論をしていかなければいけないと思います。

ただ、これは非常に政治的な意向によって、これまで積み上げてきた議論を再検証するという事になったわけでありまして。こうした問題が生じると、非常に政治的な思惑というものも、公共事業不要論であるとか、ダム悪玉論であるとか、極めて単純な論理で、いろんな運動が展開されるのは、これは世の常であろうと思うんですね。ですから、こういう時こそ、しっかりとした検証の上に、丁寧な説明を心掛けて、積み上げた方針を自信を持って説明していくということが大事だと思っております。

今日もお聞きしましたが、事前に資料もいただいていたので、県でもこの資料を検討させていただいたわけでありまして、山鳥坂ダム案が他の案よりも有利であるということが示されています。そしてまた、流域の市・町でも、そうした方向性というものを理解しているか、支持されておりますし、パブリックコメントも今、拝見させていただきましたが、もちろん全員の意見が同じなんてことはあり得ない話であって、これまでのいきさつからすれば、1日も早く事業を推進という声が多数を占めているということと、それから反対意見に対しても論理的に、非常に丁寧な分析と説明をされているということも示されておりますので、こうしたことから、ダム案が流域住民の大方の総意であると受け止めることができるのではないかと思います。県としても、こうしたことを含めまして、特に客観的な基準に基づいた評価で、ダム案が単にコストだけではなく、実現性や地域への影響や様々な要因の総合評価で、他の案に比べ有利であるということは妥当な結論ではないかと考えているところでありますので、そうしたことを今日はこの場でお伝えしたいと思います。

以上です。

司会：

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

はい、お願いいたします。

内子町長：

私からも一言申し上げたいと思います。

この問題に対する内子町としましては、一番大事なポイントは、小田川の洪水に対してどのように対処していくかという視点が1つあります。現在、小田川では、少しでも安全度を確保するために、愛媛県において小田川の河床掘削が実施されております。もちろん、これも重要な対策だと考えておりますが、もう一点大切なことは、それは小田川と肱川の合流点の水位のことであります。高ければ洪水がはけにくく、その影響が内子町に達します。内水被害等を増大させる可能性が高いと考えています。かつて今まで内子町も、平成16年、17年、そして昨年の台風でも住民の皆さん方に避難をしていただきました。そういう状態が頻繁に起こるような事態になっております。そういう意味で、小田川と肱川の合流点付近の水位を上げない、こういう方法というのは非常に大事だと思っています。

第二点は、流水の正常な機能の維持対策があります。清流肱川を復活させるということを目指して、必要な流量を確保する。自然な流れを回復させるということは、流域全体の解決すべき課題であると考えております。そういう意味から考えますと、山鳥坂ダムは大事な方向だろうと考えております。

最後に、行政のトップとしまして、やはりいろんな地権者の皆さん方との約束事、こういうものは誠実にやっていかないと、私は行政等々に対する地域の皆さん方の信頼があってこそ物事が進むのだと思っています。そういう意味では、真摯に受け止めていただきたいと思っています。

以上です。

司会：

はい、ありがとうございます。

西予市さん、お願いいたします。

西予市副市長：

西予市です。

西予市も、この肱川上流域に位置しておりますので、大変大洲の洪水、それから正常な流水確保ということについては大変関心を持っているところでございます。特に、今回のご説明の中でありましたこの流水の正常な機能の維持対策という中で、私ども西予市に直接関係がございませぬ海水淡水化案、それから野村ダムのかさ上げということについて今までにもご意見を述べさせていただいておりますが、今回、われわれ西予市の意見、十分にくみ取っていただいているようでありますので、我々としてもこの総合評価については異

議がございませんので、申し添えたいと思います。

司会：

ありがとうございます。

大洲市長さん、どうぞ。

大洲市長：

先ほど申し上げましたことと少し重複するところもあるのですが、この検討結果の中で山鳥坂ダム案が最も合理的であるという結果をいただきまして、大洲市としても、やはりそういう方向でやっていかないと、その地域の方々、先ほど内子町長さんからもありましたが、行政を信じて、そしてこの3年前には合意までしたわけですね。そして、もう補償基準の合意といいますか、そこまでいったところで急にどうなるか分かりませんよと、前が全然見えないような状況にしている。やはり、そういう信頼感の問題というのは、行政にとっては非常に大きな問題だろうと思っております。また、この検討の中で、例えば菅田のところで遊水地案、もちろん机上の検討といいますか、それはそういうこともあるのですが、現実にやっと河川改修に着手し、そして堤防も少しずつできているようなところで、その地域を水に浸けましようかと、そういうことって言えるわけないですよ。普通、こういう行政の中といいますか、そこの信頼感、1つの方向性、そういうものをやはりきっちりやっていかないと、非常に問題であると思っております。

大洲市は、平成7年、16年、17年、23年と大きな洪水を受けました。そして、平成7年の出水、激特事業でやっていただきまして、15年に1回の安全度はありますよということをおっしゃられたわけなのですが、でもその後、現実に平成16年、17年、23年と国の直轄区間の堤防から溢れていると。今年、九州であれだけの被害がありました。去年は、肱川もありましたが、紀伊半島でものすごい被害がありました。こういう中で、やはり洪水に対する安全度というのは非常にまだ日本自体が低いし、特に肱川は遅れているということがやはり皆さんの気持ちの中に非常にたくさんあります。そういう中で、地域の活力を何とか上げていく、維持していく。そのためには、もう人口も伸びない、GDPも今はもう伸びてないです。その中で、この地方が生き残れるためには、治水安全度を上げていかない限りは、企業も来てくれませんし、農業だってもうそこでやろうという人がいなくなる。そういう社会状況の中で、もちろん、今ありますように、ダムに替えて他のことをやるということではなく、ダムも進めていただきたい、そして河川改修も進めていただきたい。全てのことをやりながら、地域の安全度を日本の当たり前前のレベルまでして、ほかと競争ができるような形にやっていただきたいというのが大洲市の大きな願いであります。地域の地権者の方々も非常に苦勞をされておりますので、こういう形で検討結果が出たわけですので、いち早くそういう方向で動いていただけるように、先ほども申し上げましたが、もう地域の方ってもう平均年齢ってもう65歳なんですよ。そういう方にこの3年間待たせ

て、さらに待てと本当に言えますか、ということだろうと思っております。やはり、地域との信頼があって初めて行政は成り立つわけで、それは市であれ、県であれ、国であれ同じだと思いますので、ぜひそういう信頼を裏切らないような行政を進めていただきたい、早く元の計画で進めていただきたいというのが大洲市の気持ちであります。

以上です。

司会：

ありがとうございました。

その他ございませんでしょうか。

それでは、議事の次、(7)について説明させていただきます。

(7) 意見聴取等の進め方について

事務局：

それでは、資料-13 をご覧ください。1枚めくっていただきましてこちらの裏側の1ページでございます。本日のご意見を踏まえまして、これまでの検討および検討結果を取りまとめた報告書(素案)というものをつくってまいります。それを速やかに作成・公表いたしまして、今後、河川法第16条の2に準じた手続きを行ってまいります。

その手続きが意見聴取でございますが、(2)に意見を聴く者と意見聴取方法と書いてございます。①から③までの対象の方々にご意見を伺う手続きとなっております。①番としまして学識経験を有する者、②番としまして関係住民、③関係地方公共団体の長の方々から意見を伺います。

①につきましては、次のページに別添1というものがございます。学識経験を有するの方々からご意見をいただく場の開催についての資料でございます。開催場所は、大洲市内の開催を予定しております。学識経験を有する方々は、肱川河川整備計画の策定の際にご意見をいただいた方を予定してございます。事前にご意見をいただけるかは確認しております。2名の方は体調等もありご意見をいただけない予定ですので、そのうち1名の方からは他の方の推薦をいただきご意見を伺う予定でございます。もう1名の方のご専門分野につきましては、他の学識経験を有する方からご意見を伺えらるかと考えてございます。

続きまして、関係住民の方からのご意見をいただく手続きでございますけれども、別添1の裏面のほうに3ページがございます。こちらのページから、どのような形でご意見をいただくかというのを書いてございます。意見を伺う対象の方々ですけれども、肱川流域の在住の方、「2.」に「意見聴取対象者」と書いてありますけれども、肱川流域の在住の方を考えております。意見を伺う場の開催に当たっては、「4.」ですけれども、まず報告書(素案)への理解を深めていただくということが必要と考えておりますので、説明会の開催を考えております。そして、意見を聴く場でございますが、意見発表を希望される方

につきましては、5番のほうに書いております。応募用紙にご意見を書いていただいて提出していただく予定でございます。ご意見の発表につきましては、お一人10分以内と考えておりますが、人数が多い場合、お一人の発表時間を少し短くさせていただくとか調整させていただきたいと考えております。一方で、ご都合によりまして意見を聴く場に出ることができない方もおられるかと思っております。そこは工夫させていただきまして、4ページの6に「紙面による意見提出方法」がございます。意見発表の日を含めまして、それまでに紙面により意見を提出していただいた方にも意見を聴く場で意見発表をしていただいた形の扱いとしたいと考えております。

以上が、意見を聴く場の開催、河川法16条の2に準じた手続きでございます。

<質疑応答(7)・(全体)>

司会：

以上で議事の(7)意見聴取等の進め方についてご説明しました。議事の(8)その他については資料は用意してございません。

以上、議事の(7)および全体を通じまして何かご意見・ご質問はありますでしょうか。知事さん、お願いいたします。

愛媛県知事：

最終的にどうなるかは別として、検証作業が始まって、整備局の検討結果がまとまったという第一段階が、今日迎えられたんだろうと受け止めています。

しかしながら、最終的にどうなるかというのは、今後も、今お話のあった住民説明会であるとか国への対応方針の報告であるとか、いろんなステップが待っていると思うんですね。こういう段階を迎えて、やはりいい機会ですから、できれば今後のスケジュール感を大ざっぱで構いませんからお示しをいただきたいなということが1つ目でございます。

2つ目は、今、コストということで比較表も拝見させていただきましたが、仮に、事業実施ということになった場合には、この3年間という期間の問題もありますから、そうしたことを勘案して、一層の工期の短縮というものに努められること。それから、当然のことながら、事業費は当初計画の予算内に収めていくということ。これを大事にしていきたいなということ、仮の話ですけれども、申し上げたいと思います。

それから、3点目は、今、大洲市長からもお話がありました、私も事あるごとに国に対して申し上げてきたこととありますが、水没地域の皆さんの1日というのはわれわれの1日とは違うと受け止めるべきではないかと思っております。長年にわたって翻弄され、振り回され、すでに家の改築も進められて、借入をされている方もいらっしゃる。平均年齢65歳ということでございますが、そうした現実というものをしっかり、人間として受け止めていただきまして、今、愛媛県では、大洲市さんと共同で、ささやかながらでも、「忘れて

いませんよ。」というメッセージを水没地域の皆さんにお伝えしようということで単独の事業を行っているところでありますが、すでに補償基準も合意していたわけでありますから、いち早くぜひ補償対策を実施に移していただきたいということを、先般も衆議院の国土交通委員会の席でも申し上げましたし、ぜひその点については、いろんなハードルがあるのかもしれませんが、人として皆さんの力を結集していただいて対策を打っていただきますように心からお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

司会：

河川部長です。私からお答えさせていただきます。

まず、1点目のスケジュール感でございます。かなりこれまで時間を要してまいりました。誠に申し訳ございません。ただ、本日、かなり最終的な案までこぎ着けたと思っております。先ほど説明しましたとおり、今後また一連の意見聴取を図りまして、また私どもが持っております事業評価監視委員会にもかけまして、それで最終的な整備局の案の決定をして、本省に報告すると。まだ、一連の手続きが残っております。残念ながら、最終的に今はいつという明示はお答えできませんが、今日の結果を受けまして、私どもとして素案を作成いたします。この素案をもって一連の意見聴取にかかっていきますが、この素案の作成につきましては、今週中を目途に素案を作成いたしまして、以後の手続きをスピード感を持って進めてまいりたいと思います。ご理解よろしく願いいたします。

それから、2点目の今後のコストの縮減でございますが、これは当然のことでございますので、幅広く検討してまいりたいと思います。お示した事業費内で収まるように努力してまいりたいと思っております。

3点目、検証がクリアいたしましたら、その段階で速やかに取れる対応策については取ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

<閉 会>

司会：

それでは、本日予定しておりました全ての議事内容が終わりました。

本日出席されました構成員の方々からいただきましたご意見につきましては、報告書(素案)に記載させていただきます。

それでは、以上で終わりますが、最後に、四国地方整備局長の川崎よりご挨拶申し上げます。

四国地方整備局長：

本日は、貴重なお時間をいただき、ご意見賜りまして誠にありがとうございます。

事務局が今説明いたしましたが、今後の検討作業につきまして、これはもうスピード感を持って、アクセルを吹かしながら早急に進めさせていただきたいと思います。皆さま方におきましては、また今後ともご協力のほどよろしく願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。